

本人通知制度について

美波町では、平成30年4月より事前登録制の本人通知制度を開始します。制度の利用を希望される方は、事前登録をお願いします。

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本・抄本等を第三者等（本人等の代理人を含む。）に交付した場合に、事前に登録された方に対し、その交付の事実を通知し、不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図ることを目的とした制度です。

※第三者等からの請求があった場合に、証明書の交付を止めたり、交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。

◆事前登録受付

- ・ 受付日：平成30年4月1日～随時
申請日の翌日から適用されます。
- ・ 受付場所：役場住民生活課
由岐支所

◆事前登録に必要なもの

- ・ 事前登録申請書
- ・ 本人確認書類（運転免許証・パスポート・個人番号カード・住民基本台帳カード等）
※代理人が申請される場合は、委任状が必要です。

◆制度の内容・登録方法について

詳しくは下記までお問い合わせください。

役場住民生活課 ☎77-3613

美波町特別支援連携協議会について

美波町では、特別な支援の必要な乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対する支援体制の整備促進のために特別支援連携協議会を設置しています。医療・保健・福祉・労働・心理・教育等のそれぞれの機関の委員や保護者委員が連携をもち、現在だけでなく就労や自立にむけた支援のあり方について話合います。

《特別支援連携》 協議会では次のようなことについて取り組みます。

平成29年度も、各関係機関が子どもたちへの切れ目のない自立へ向けての支援を行っていただけるように話し合いをもちました。その中で、美波っ子ファイルの利用や各関係機関の取り組みについて情報交換をしました。

①全体会

こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援体制の推進や整備に関することについて理解を深めあったり話合います。（年2回程度）

②支援ケース会

必要に応じて開かれます。特別な支援が必要なお子さんについて、関係機関に相談することができ、支援に関する対応を考えたり、長期的な視点にたったの助言をもらったりすることができます。

③その他、目的達成に必要なこと

※美波町特別支援連携協議会では、保護者委員を募集します。（2名程度）

美波町内在住の方で特別支援教育について関心のある方は、4月6日までに町教育委員会（☎77-3620）へご連絡ください。任期は1年（4月1日から3月31日）です。

